

徳島県人事委員会告示第二号

不利益処分についての審査請求に関する手続規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

不利益処分についての審査請求に関する手続規程の一部を改正する告示

不利益処分についての審査請求に関する手続規程（平成十六年徳島県人事委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中 「審査請求人（又は代理人）の 氏名 氏名 氏名」の「 氏名」を「審査請求人（又は代理人）の 氏名 氏名 氏名」に改め、

改め、（注一）及び（注二）を次のように改める。

注

- 1 処分説明書の交付を受けている場合は、この審査請求書には正副ともに、その写しを添付すること。
- 2 代理人によって審査請求をする場合は、代理人資格証明書（様式第2号）を添付すること。

様式第二号中「印」を短く（共一）及び（共二）を次のように改める。

注

- 1 代理人によって審査請求をする場合に用いること。
- 2 審査請求を取り下げる権限又は裁決の送達を受ける権限を委任しない場合には、（ ）内の「審査請求を取り下げる権限」又は「裁決の送達を受ける権限」の文言を抹消すること。

様式第三号中「印」を短く（共）を次のように改める。

注 提出部数は、正副各1通とすること。

様式第四号中 「審査請求人（処分者）の 氏名 氏名」の「 氏名」を「審査請求人（処分者）の 氏名 氏名」に改め、

改め、（共一）及び（共二）を次のように改める。

注

- 1 審査請求人の数が多い場合は、審査請求人の氏名欄は「 ほか何名」として、他の審査請求人は別紙に記名すること。
- 2 不要な文言は、抹消すること。

様式第五号中「印」を短く（共一）及び（共二）を次のように改める。

注

- 1 代理人を選任しない場合には、なお書きを抹消すること。
- 2 代理人を変更する場合には、なお書きを抹消した上で、代理人選任届を提出すること。

3 この審査請求承継届には、承継を証明する書面を添付すること。

様式第六号中「印」を短く（共）を次のように改める。

注 この審査請求不承継届には、相続関係を証明する書面を添付すること。

様式第七号中「審査請求人の氏名 印」を「審査請求人の氏名 氏名」に改め、（共

1)及び(共2)を次のように定める。

注

- 1 審査請求の一部を取り下げる場合には、取り下げる部分を記載すること。
- 2 審査請求を取り下げる権限の委任を受けている代理人によって取下げをする場合には、審査請求人の氏名欄に代理人が記名すること。

様式銀一四号「印」や銀二〇（共一）なら(共三)もびを次のように定める。

注

- 1 不要な文言は、抹消すること。
- 2 修正の内容欄は、処分の修正の場合に限り記載すること。
- 3 処分を取り消した(修正した)ことを証明する書面を添付すること。

様式銀一四号「印」や銀二〇（共）を次のように定める。

- 注 審査請求を取り下げる場合は、審査請求取下申出書(様式第7号)を提出すること。

様式銀十四号「印」や銀二〇（共一）及び(共二)を次のように定める。

注

- 1 不要な文言は、抹消すること。
- 2 判決書の写しを添付すること。

様式銀十一四号「印」や銀二〇（共）を次のように定める。

- 注 中断を申し立てる事由は、具体的かつ詳細に記載し、その事由を証明する資料があれば添付すること。

様式銀十一四号「印」や銀二〇。

様式銀十三四号 「併合に係る審査請求人の 氏名 印」 「併合に係る審査請求人の 氏名 印」

定め、(共一)及び(共二)を次のように定める。

注

- 1 不要な文言は、抹消すること。
- 2 併合に係る審査請求人全員が記名すること。併合に係る審査請求人の数が多い場合は、併合に係る審査請求人の氏名欄は「 ほか何名」として、他の審査請求人は別紙に記名すること。

様式銀十四四号「印」や銀二〇（共）を次のように定める。

- 注 審査請求を取り下げる権限又は裁決の送達を受ける権限を委任しない場合には、()内の「審査請求を取り下げる権限」又は「裁決の送達を受ける権限」の文言を抹消すること。

様式銀十五四号「印」や銀二〇。

様式銀十六四号「印」や銀二〇（共）を次のように定める。

注 不要な文言は、抹消すること。

様式銀十七四号「印」や銀二〇（共）を次のように定める。

- 注 変更申立ての理由は、具体的かつ詳細に記載し、その理由を証明する資料があれば添付すること。

様式銀十八四号「印」や銀二〇（共一）及び(共二)を次のように定める。

注

- 1 不要な文言は，抹消すること。
- 2 提出部数は，正副各1通とすること。

様式第十九号及び様式第二十号中「印」を「¹」(注)を次のように改める。

注 提出部数は，正副各1通とすること。

様式第二十一号中「印」を「²」。

様式第二十二号中「印」を「¹」(共¹)から(共³)までを次のように改める。

注

- 1 この様式は，審査請求人(処分者)が所持する証拠資料を提出する場合に用いること。
- 2 不要な文言は，抹消すること。
- 3 提出部数は，正副各1通とすること。

様式第二十三号中「印」を「¹」(共)を次のように改める。

注 提出部数は，正副各1通とすること。

様式第二十四号中「印」を「¹」及び(注²)を次のように改める。

注

- 1 不要な文言は，抹消すること。
- 2 提出部数は，正副各1通とすること。

様式第二十五号中「印」を「¹」及び(共²)を次のように改める。

注

- 1 不要な文言は，抹消すること。
- 2 出席できない事由は，具体的かつ詳細に記載し，その事由を証明する資料があれば添付すること。

様式第二十六号中「印」を「²」。

様式第二十七号中 「証人(当事者)の _____ 「証人(当事者)の _____
氏名 _____ 氏名 _____
印」 _____ 印」 _____

「あたつては，署名押印した」を「当たつては，署名した」に改め、(共¹)から(共³)および次のように改める。

注

- 1 不要な文言は，抹消すること。
- 2 宣誓書については，様式第26号によること。
- 3 当事者が口述書を提出する場合は，宣誓書の提出は不要であること。

様式第二十八号中「印」を「¹」(共)を次のように改める。

注 提出部数は，正副各1通とすること。

様式第二十九号中「印」を「²」。

様式第三十号中「印」を「¹」(共)を次のように改める。

注 不要な文言は，抹消すること。

様式第三十一号中「印」を「¹」及び(共²)を次のように改める。

注

- 1 代理人によつて再審の請求を行う場合は，代理人資格証明書を添付すること。

2 施田照数は、正副各1通とすること。
様式第三十二号中「印」を削り、（注）を次のように改める。

注 施田照数は、正副各1通とすること。

附 則

- 1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 改正後の不利益処分についての審査請求に関する手続規程の様式に相当する改正前の不利益処分についての審査請求に関する手続規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。